



あなたのチャレンジ 応援します！



しょさんべつむら

初山別村新規就農応援パンフレット

初山別村地域担い手育成センター

初山別村★



初山別村の概要

初山別村は北海道の北西部、留萌地方に位置する北のはずれの小さな村です。都会のような便利さはありませんが、穏やかな気候と海、山、田畑、おいしい空気と星空、そして人の温かさに恵まれた土地です。



初山別村の概要

面積 279.51km²
 人口 1,218人(平成27年国勢調査)
 病院 診療所 1 歯科診療所 1
 託児所(3歳未満) 1 保育所 1 小学校 1 中学校 1
 アクセス 旭川空港から車で3時間
 札幌から車で3時間30分(高速道路利用)

その他各種支援

乳幼児等医療費助成制度：高校生まで医療費無料
 保育料助成：ふじみへき地保育所における第2子以降の保育料無料
 出産祝い金：3人目出産で20万円交付
 プレママ健診費助成事業：妊婦健康調査費用等助成
 住宅整備資金貸付制度：村内に住宅を建築される方に対し貸付(限度額450万円/無利子)
 高校通学定期補助：1人目概ね25%助成、2人目概ね37.5%助成

新規就農までの流れ

STEP1 就農相談

- ◆ 随時受付け
- ◆ 新規就農相談会

農業を始めるためには、営農技術に加え、農地・資材・機械・施設等の確保や経営が安定するまでの生活費等も必要となります。事前によく調べてから具体的な計画を立てておくことが大切です。

STEP2 体験研修 見極め研修

- ◆ 農業体験(4月~10月)
- ◆ 就農の意思決定、確認

STEP3 就農実践研修 (1~2年)

- ◆ 栽培技術、ノウハウの習得
- ◆ 地域への溶け込み
- ◆ 就農準備
- ◆ 具体的な就農計画の作成

研修支援

- 農業次世代人材投資事業(準備型)
150万円/年
- 初山別村新規就農者支援対策事業
 - 研修支援金
 - 住宅料支援金
 - 研修旅費支援金
 - 国民年金保険料支援金
 - 国民健康保険税支援金

収支計画

農地・資金・機械・施設・販路

STEP4 就農

- ◆ 研修受入農家、行政等による継続指導
- ◆ 早期経営安定を目指す

就農支援

- 農業次世代人材投資事業(経営開始型)
150万円/年(最大5年間)
- 青年等就農資金(無利子融資)
- 初山別村新規就農者支援対策事業
 - 農地賃貸料支援
 - 農業制度資金借入金補助
 - 固定資産税補助
 - 機械賃貸料補助

5年後...
経営安定

- ◆ 農家として定着
- ◆ 目標『農業所得230万円以上』

研修制度

初山別村地域担い手育成センターが認定した、新規就農支援農家のもとで農業体験から本格的な研修まで受けられる制度です。

農業体験実習 30～60日
(4月～10月)

農業に興味があり、少し体験してみたいという方におすすめ。

※研修中の交通費・宿泊費等は自己負担となります。

就農研修(就農実践研修) 1～2年

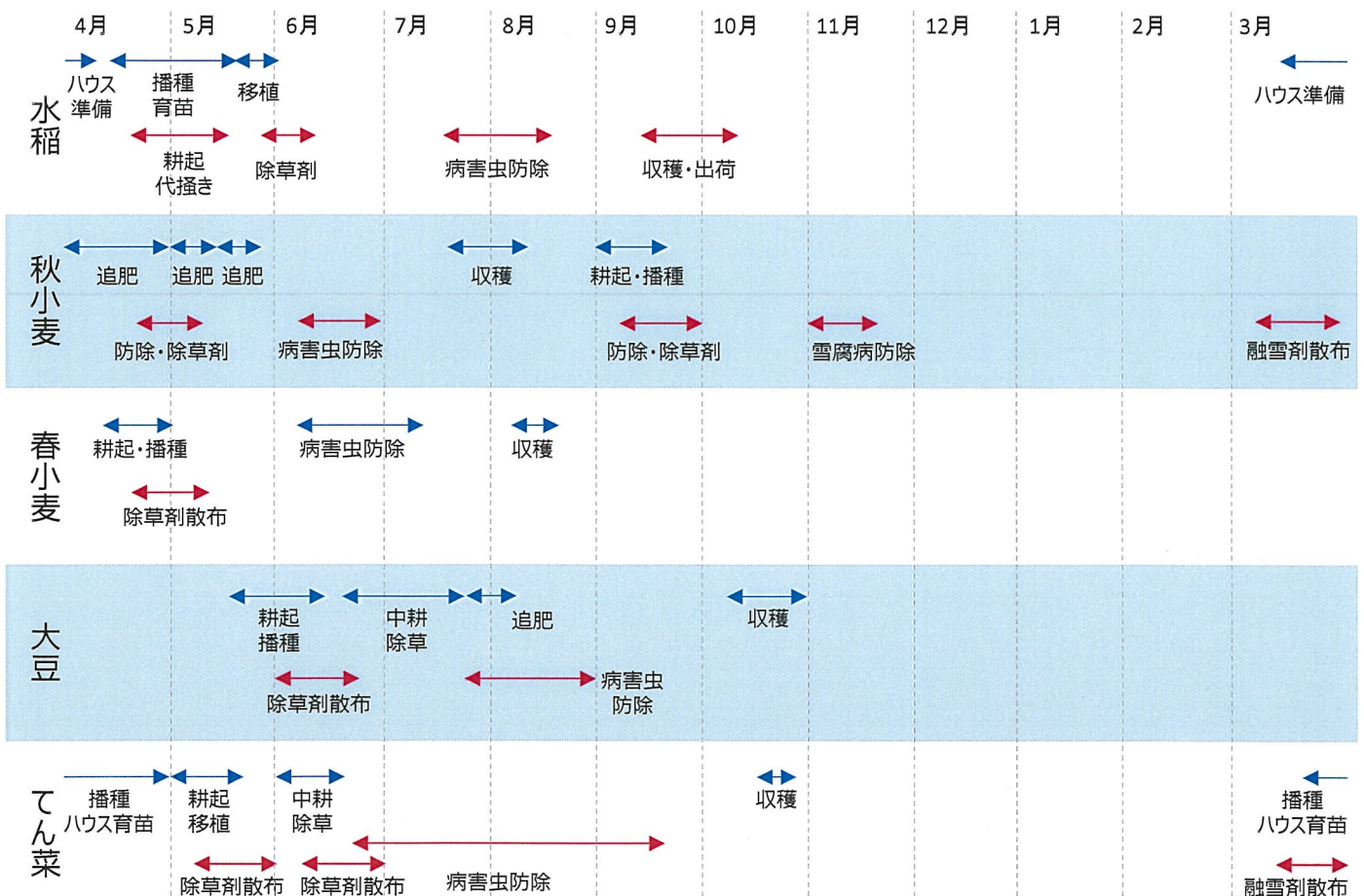
○就農に向けた本格的な研修です。先進農家のもとで実践的な栽培・経営技術を学ぶとともに、地域に馴染みながら農地の確保等、就農の準備を進めていきます。

○農業次世代人材投資事業等、各種支援制度の対象となります。

年間作業と研修受入農家(新規就農支援農家)一覧

受入法人名

(農) 木村農場 (株) 金田農場 (農) 春風農場 (株) 農愛心 (農) 長谷川農場



参考	研修関係
<ul style="list-style-type: none"> ▲農業機械研修 ▲農業簿記通信講座(7～10月) ○北海道農業の現状 ○肥料施肥設計など ○病害虫防除方法など (予定)★月1回担い手センターにて面談を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ▲新規参入者研修 ▲車輛系建設機械免許取得 ▲フォークリフト免許取得 ▲農業簿記集中講義 ○主要作物の栽培法 ○経営(営農計画など) ▲ガス・アーク溶接免許取得 ○J A系統組織の役割 ○農業共済制度の概要と仕組み

▲農大(状況により2年間で受講する) ○農業改良普及センター・JA・農業共済組合・役場等(状況により開催月は変更する場合があります)
※2年間で研修を修了する。ただし、前歴がある場合は要相談

初山別村の主要品目



水稻（もち米）

平成10年にうるち米からもち米へ転換し、もち米団地の指定を受け、全量ライスセンターにて色彩選別機で調製を行い『品質の均一化』を図り出荷されている。主な販売先はJAを通じ全国の加工もち業者や主食米飯用としてコンビニエンスストアなどに供給しています。



小麦（秋まき小麦、春まき小麦）

秋まき小麦は「ゆめちから」（超強力品種）と「きたほなみ」（中力品種）が栽培されています。「ゆめちから」は村の北側で、「きたほなみ」は村の南側で多く栽培されています。

春まき小麦は「春よ恋」が栽培されています。主にパンの原料に使われることが多く、高級バケットの原料として製粉業者を通じて出荷されています。



大豆（普通栽培、狭畦栽培）

大豆は関東圏で人気の「ユキホマレ」と豆腐加工適性の高い「とよみづき」の中大粒種2つが栽培されています。近年、大豆をグレンドリルでは種する狭畦栽培が盛んになっていますが、初山別村の共成地区では、いち早くこれに取り組み、一戸あたり大豆栽培面積が増加しています。



小豆（普通栽培）

近年、大豆に押されがちで、規模も小規模ですが、初山別村では風味豊かで食味の良い「とよみ大納言」を栽培しています。



てん菜（ペーパーポット移植栽培）

全量、製糖業者との契約栽培で、小規模ながらも畑作の輪作作物の一つとして重要な位置を占めています。輪作は、小麦、大豆、てん菜の3種類で構成されています。

研修中の支援制度

※要件等は変更の可能性があります。詳細はお問い合わせください。

農業次世代人材投資事業（準備型）【国事業】研修期間中の所得確保対策として、年間150万円を交付します。

【給付要件】

1. 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者になることについての強い意欲を有していること
2. 独立・自営就農または雇用就農または親元で就農を目指すこと
※親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること
3. 研修計画が所定の基準に適合していること
4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
5. 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
6. 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

【返還要件】

1. 適切な研修を行っていない場合
2. 研修終了後、1年以内に原則45歳未満で就農しなかった場合
3. 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合
4. 交付要件2の※の要件を満たさなかった場合

初山別村新規就農者支援対策事業 【村担い手センター事業】

初山別村担い手センターでは上記の農業次世代人材投資事業（準備型）の他に下記の新規就農者支援を行っております。

【対象者】

初山別村に居住し農業経営によって自立しようとする夢と希望を有する20歳以上42歳未満の者。当担い手センターで面談後決定します。

【就農研修（24か月以内）】

- ①研修支援金：年額100万円
 - ②住宅料支援金：自己負担額の2分の1以内（1か月15,000円上限）
 - ③研修旅費支援金：自己負担額の2分の1以内（20万円限度）
 - ④国民年金保険料支援金：自己負担額の2分の1以内
 - ⑤国民健康保険税支援金：自己負担額の2分の1以内
- ※②～⑤については、1年間につき合計総額50万円限度

【返還要件】

就農研修を中止したときや、就農研修を終えてから2年以内に初山別村において就農しなかった場合等上記のほかにも返還要件がありますので、詳しくは村担い手センターまでお問い合わせください

就農時の支援制度

※要件等は変更の可能性があります。詳細はお問い合わせください。

農業次世代人材投資事業（経営開始型）

【国事業】就農初期の所得安定対策として、年間150万円を最大5年間交付します。

【給付要件】

1. 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
2. 所定の要件を満たす独立・自営就農であること
3. 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること(認定新規就農者であること)
▶独立・自営就農後5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
4. 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
5. 生活保護制度等の生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと、また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人でないこと
6. 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

※夫婦が共同経営者であることが明確である場合は、夫婦で1.5人分(最大225万円)が給付できます。

【交付停止】

1. 資金を除いた本人の前年の所得が350万円を超えた場合
2. 適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

【返還要件】

農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合

初山別村新規就農者支援対策事業

【村担い手センター事業】

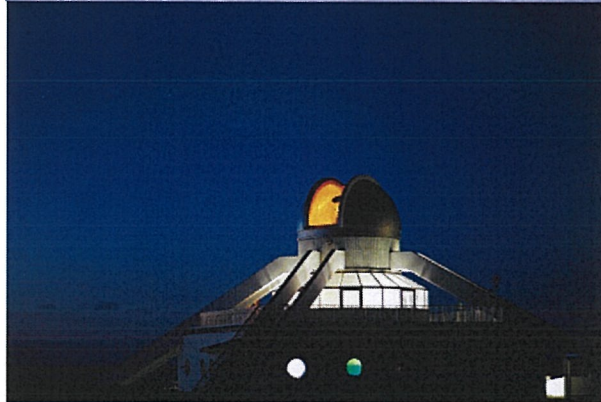
初山別村担い手センターでは、最大24か月の就農研修後に個別経営を開始した方に、経営の安定を目指し下記の内容の自立補助を5年間行っております。

- ①農地賃貸料支援: 支払済額の2分の1以内
 - ②農業制度資金借入金補助: 11月末日の借入金残高の10分の1以内(上限20万円)
 - ③固定資産税補助: 農業相当分の固定資産税納付額の2分の1以内
 - ④機械賃貸料補助: 機械賃貸料の支払済額の2分の1以内(上限10万円)
- ※①～④については、1年間につき合計総額50万円限度

【返還要件】

補助期間内に農業経営を廃止又は農業に従事しなくなった場合等

上記のほかにも返還要件がありますので、詳しくは村担い手センターまでお問い合わせください



お申込・お問合せ

初山別村地域担い手育成センター

Tel.0164-67-2211 Fax0164-67-2298
〒078-4421

苫前郡初山別村字初山別 初山別村経済課
初山別村地域担い手育成センター

(初山別村ホームページ : <http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/>)



村募集ページ